

ぶ相談ください。

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◎電話による相談も可。

◇5・9・12月は司法書士が応相談。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料で相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

高齢者総合相談

日時 毎週月～金曜日 8時30分～17時30分

※土・日曜日は要望により対応します

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター

いのちのホットライン竹原

場所 NPO 法人たけはらふれあい館
(中央二丁目 4-3) 9時～18時

※6/24は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

国民年金相談日

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所

☎ 0823-22-1691



特設登記・人権相談所

日時 5月17日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

室外機を狙う盗難に注意を！！

県内各所で、集会所や企業のエアコン室外機の盗難事件が多数発生しています。

盗難の発生時間帯は昼夜を問わず、ボルト固定式のものも盗難されたケースがあります。点検業者を装う事例もあります。

人の目が届くように心がけ、犯罪にあわないように十分気をつけましょう。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係 ☎ 22-7734

竹原警察署 ☎ 22-0110

消費者月間講演会

5月は消費者月間です。講演終了後、「消費生活ミニ講座」も開催します。

日時 5月22日(火) 13時30分～

場所 勤労青少年ホーム3階

テーマ 「だまされないで！悪質商法
～悪質業者撃退法～」

講師 劇団「えいじゃん」広島

入場料 無料

問い合わせ

産業振興課商工振興係 ☎ 22-7745

消費生活相談室便利 アートメイクの危害にご注意を！

アートメイクとは、人の皮膚に針を用いて色素を注入することにより、化粧をしなくても、眉・唇などの色合いを美しく見せようとする施術です。危険性の高い行為であるため、日本では医師免許を持たない人が業として行えば医師法違反にあたります。

主な相談事例

【事例①】施術部位が化膿した

口コミで知った店で、眉のアートメイクを受けた。1回目の施術は問題なかったが、2回目の施術後に化膿した。皮膚科の診察を受けたところ、針や色素に問題があると言われた。

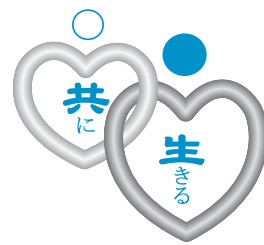
【事例②】角膜に傷がついた

エステサロンでアイラインのアートメイクを受けた。施術中に痛いと言ったにもかかわらず、そのまま施術され、終了後、軟膏のようなものを塗られた。その後、痛みと涙が止まらず、眼科に行ったところ、角膜が傷ついていることが分かった。

アートメイクは入れ墨であることを認識し、どうしても行いたい場合は医療機関で行いましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



仕事と家庭を 両立させるために

「育児・介護休業法」の改正

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年に、「育児・介護休業法」が改正され、平成24年7月1日から、これまでの適用が猶予されていた制度（表1）が従業員100人以下の事業主にも適用されます。

この法律は、育児や家族の介護を行うことを必要とする労働者の職業生活と家庭生活との両立を図り、経済と社会の発展に資することを目的としています。

少子化が進む中、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人は多いにもかかわらず、その希望が実現しにくい状況がみられます。このたびの制度の拡大は、男女ともに子育て等をしてしながら働き続けること

ができる雇用環境の整備をさらに促進しようとするものです。

仕事と家庭を両立させて 安心して暮らせる社会に

特に、少子化の進行による労働力人口の減少は、社会経済のほか、さまざまな面に重大な影響を与えることから、国や地方では、あらゆる取組みが行なわれています。

育児休業と介護休業の制度は、育児や介護を理由として雇用関係が終了することを防ぎ、雇用関係の継続を図ることが目的です。

仕事と家庭を両立しやすい職場づくりは、企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながるなどのメリットがあります。制度を利用しやすい環境づくりを目指し、「仕事か育児か」の二者択一構造を解消することが必要です。

次世代を担う子どもたちを温かく見守り、労働者が安心して仕事と家庭の両立ができるような社会、また、ライフサイクルに応じて、人々が多様な働き方を選択することができるとしていくことが望まれます。



▼表 1

新たに適用となる制度	制度概要	対象となる従業員
短時間勤務制度	事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設ける必要があります。	以下のいずれにも該当する男女 ・3歳未満の子を養育する従業員であって短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと ・日々雇用される労働者でないこと ・1日の所定労働時間が6時間以下でないこと ・労使協定により適用除外とされた従業員でないこと
所定外労働の制限	3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合は、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはいけません。	原則として3歳に満たない子を養育する全ての男女（日々雇用者を除く）。ただし、勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合を除く。
介護休暇	要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることで、休暇を取得することができます。	原則として、対象家族の介護、その他の世話をする全ての男女（日々雇用者を除く）。ただし、勤続年数6か月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合を除く。

男女共同参画推進講演会を開催します！



日時 6月24日（日）13時30分～15時

場所 市民館 大ホール

講師 作家／高野山真言宗僧侶 いえだ しょうこ 家田 莊子 さん

演題 ～自分らしく～ 前向きに生きたいあなたへ

入場料 無料

プロフィール 女優・OL・セールスレディなど10以上の職歴を経て作家に。小学生の時にじめにあった経験などから、社会的に弱い立場にある女性や青少年少女を取材し、本やテレビなどを通じて問題を発信し続けている。2007年に僧侶となり、現在法話活動も行っている。

問い合わせ 人権推進室 ☎22-7736